

高齢者悪質商法被害防止情報連絡体制

日ごろ高齢者を見守っていただいている地域や関係機関の方々と消費生活センターが連携を取り、高齢者の悪質商法等による被害を早期に発見し、ご連絡頂き、消費生活センターの相談業務につなぐことにより、被害の救済、防止を図るしくみです。

見守り関係団体・機関

民生・児童委員

町会・自治会

社会福祉協議会

地域包括支援センター

介護サービス事業所

訪問介護事業所

居宅介護支援事業所

①被害の発見

②被害の連絡

④情報提供

関係団体・機関の皆さまの気付き発見が非常に重要です。ぜひご連絡ください。

高齢被害者

一人暮らし、高齢世帯の方が狙われています。



③相談業務

消費生活センター

消費生活専門相談員が
ご連絡をお受けします

月～金 9時30分～16時
電話 3389-1191
FAX 3389-1199
(Faxは24時間受信可)

- ① 被害の発見** 日頃の見守りやお付き合いの中で、高齢者にお声掛けいただき、悪質商法による被害やおそれの発見をお願いします。
- ② 被害の連絡** 被害の気付き、発見がありましたら、ご本人の了解を得たうえで消費生活センターへご連絡ください。
- ③ 相談業務** 消費生活センターで相談業務につなげ、助言、あっせん等により解決します。必要があれば相談員が相談者の自宅へ伺い、訪問相談を行います。
- ④ 情報提供** 消費生活センターから相談事例や対処法他各種情報を「情報特急便」として随時配信します。また、事例や対処法を直接お伝えする「出前講座」を行っています。皆様の会合に伺いますのでご利用ください。

中野区消費生活センター 中野区中野4-8-1 (区役所1階24番窓口)

電話番号：03-3389-1191 FAX：03-3389-1199

相談時間：月～金 午前9時30分～午後4時 (祝日・年末年始を除く)